

# 第4次芦屋市総合計画(原案)

## － 基本構想の審議会修正案 －

(0731 見え消し)

 : 追加  
 : 削除

# 目 次

## 基本構想

第4次芦屋市総合計画について.....	2
第1章 策定の背景.....	4
<del>1-5</del> 市民会議が芦屋の将来像を描く.....	4
1-1 市民と行政の協働による計画づくり.....	4
1-2 社会的背景 <del>地方行政から地域主権へ</del> .....	6
第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿.....	8
2-1 芦屋の将来像.....	8
2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿.....	9
第3章 基本構想.....	16
3-1 芦屋の将来像.....	16
3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること.....	17
3-3 市民会議からの提言を受けて施策へ展開 基本方針.....	19
3-4 目標とする10年後の芦屋の姿.....	20
資料 芦屋市の状況.....	26
<del>4-2</del> 芦屋市の状況 <del>～ 変わりゆく芦屋 ～</del> .....	26
資料-1 市民アンケート調査結果.....	26
<del>4資料-3</del> 2 芦屋市の人口推移と将来推計人口.....	30
<del>4資料-4</del> 3 芦屋市の財政状況.....	32

修正前の目次

基本構想

第4次芦屋市総合計画について.....1

第1章 策定の背景.....2

1-1 社会的背景 ～ 地方行政から地域主権へ ～.....2

1-2 芦屋市の状況 ～変わりゆく芦屋～.....4

1-3 芦屋市の人口推移と将来推計人口.....7

1-4 芦屋市の財政状況.....9

1-5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く.....10

第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿.....12

2-1 芦屋の将来像.....12

2-2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿.....13

第3章 基本構想.....19

芦屋の将来像

3-1 市民会議からの提言を受けて施策へ展開.....19

3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること.....26

資料





# 基 本 構 想

## 第4次芦屋市総合計画について

昭和44年（1969年）に地方自治法が改正され、市町村に基本構想の策定が義務付けられました。全国の市町村ではこの条項に根拠を置いた総合計画が策定され、本市においてもこれまで三次にわたる総合計画を策定してきました。

地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

芦屋市総合計画（昭和46年度～昭和60年度） 昭和46年3月23日議決

芦屋市新総合計画（昭和61年度～平成12年度） 昭和60年12月19日議決

第3次芦屋市総合計画（平成13年度～平成22年度） 平成12年12月21日議決

平成22年（2010年）にこの市町村の基本構想策定の義務付けは廃止されますが、本市ではその時々<sup>・</sup>の社会的背景や本市の総合的なまちづくり<sup>・</sup>の方向性を明らかにするものとして総合計画の必要性を重視し、引き続き次期計画を策定することにしました。

### 【この計画で用いる「まちづくり」とは】

- 検討中 -

市民目線が尊重されていること  
目標とするまちの姿を市民と行政が共有していること  
市民と行政にはそれぞれの責任があること  
継続的であること  
歴史や文化などを含めた暮らしのスタイルにかかわること  
についても「まちづくり」の対象であること

**【計画の役割】****まちづくりの指針**

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

**行政運営の指針**

市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

**国・県等との相互調整の指針**

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、市の将来像やまちづくりの目標等が尊重され、相互調整を図るための指針とします。

**【計画の構成と期間】****基本構想**

市のまちづくりの最高理念であり、目指すべきまちの将来の姿を描き、その実現に向けての施策を行うための基本的な考え方や方針を明らかにするものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までとします。

**基本計画**

基本構想を実現するために必要な施策を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)まで、後期を平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までとします。

**実施計画**

基本計画に定められた施策を効率的に実施するための、財源の裏付けを伴う具体的な事務事業の計画として毎年度の予算編成の指針とするものです。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定します。

# 第1章 策定の背景

原案 P.4「1 - 2 芦屋市の状況」から(1)(2),  
原案 P.10「1 - 5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く」から(1)(2)を  
抜き取り,新たに「市民参画・協働の取組」を加えて作成しました。

## 1 - 5 市民会議が芦屋の将来像を描く

### 1 - 1 市民と行政の協働による計画づくり

この第4次芦屋市総合計画の策定では,公募市民47人で構成する市民会議と若手職員41人で構成する職員会議が素案づくりを行いました。

市民会議では,6つの視点で10年後に目指す芦屋のまちの姿を描き,職員会議では,市民会議と連携して施策につながるよう具体化し「基本構想素案」「基本計画素案」としてまとめ,市長に提言を行いました。

市はこの提言を受け,素案を尊重しながら行政としての課題認識を加え,前期基本計画については施策として整理し,計画を策定しました。

第4次芦屋市総合計画は,「私たちの計画」として市民と行政が協働して策定したものです。

#### (1) まちなみの変化

原案 P.4「1 - 2 芦屋市の状況」(1)から移動

本市芦屋では,昭和40年代から地価の上昇や相続の困難さなどから敷地の大きな住宅がマンション用地として供給され,震災後もその状況が加速し,企業の社宅や寮であった土地もマンション用地となり,低層住宅が中層の集合住宅へ変化し,それとともに人口が膨れ上がってきました。かつての芦屋の特徴であった庭園に豊富な緑をたたえた「お屋敷まち」,「大きな邸宅が多いまち」というまちなみは,時代の流れとともにその姿が変わりつつあります。

#### (2) 人々のつながりの変化

原案 P.4「1 - 2 芦屋市の状況」(2)から移動

芦屋ではまちなみの変化だけでなく,人々のつながりも変わってきました。

家族構成やライフスタイルの変化,価値観の多様化に伴い,個人の生活にしか関心を持たない暮らし方や自治会などの地縁的な組織への参加意識の低下など,人々と地域のつながりが希薄化し,そのことが芦屋のまちへの愛着を弱め,地域でのまちをきれいにする活動や,支え合い,助け合いによる暮らしの安心を弱めていると考えられます。

#### (3) 市民参画・協働の取組

平成13年度(2001年度)にスタートした第3次芦屋市総合計画では,「市民と行政の協働のもとに」を基本理念に明記し,目標の一つに「市民と協働してつくる自立した行政基盤づくり」を掲げ,「市民参画と協働の推進」に取り組んできました。

まず,市民と行政が共に考え,共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするため,公募による市民委員が参画して「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を平成18年(2006年)2月に定め,市議会の議決を経て「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を平成19年(2007年)4月に施行し,平成20年(2008年)2月には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。



また、あしや市民活動センターを開設するなど、市民と市民、市民と行政の協働や市民参画の環境整備を行ってきています。

原案 P.10「1 - 5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く」(1)から移動

市民アンケート調査結果は、26～29 ページ参照

#### (44) 芦屋の魅力さをさらに高めてまちへの愛着を深めるときのため

市民アンケート調査の結果からは「芦屋に永住を希望」する人の割合が減少し、地域活動への参加意欲も低下していますが、一方では8割以上の方が「住み心地がいい」と感じています。また、恵まれた自然環境や交通の便利さなどの立地条件に加え、清潔で美しく、生活の利便性が芦屋に住み続けたい理由となっています。

このことから、芦屋の魅力さを高め、愛着を深めるためには、住宅都市としての機能や付加価値をさらに高めていく必要があります。

これまでの芦屋のまちなみの良さを残す取組の一つとして、地区計画や建築協定の制度を積極的に活用し、一定地区内の建物の種類や大きさなどについてその地区の市民が話し合い、その地区の特性に応じたまちなみづくりを行ってきています。

原案 P.10「1 - 5 市民会議が芦屋の将来の姿を描く」(2)から移動

#### (25) 市民会議で市民と行政が協働して芦屋の将来の姿を検討

このように、芦屋の魅力は行政だけで高めることはできません。市の財政状況も決して楽観できるものではなく、行政サービスについて何をどこまでどのようにやるかをさらに選択していかなければならない時になっています。また、平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災では、本市は市内全域に及ぶ被害を受け、市民と行政は、行政が対応できることには限界があることや、隣近所の助け合いがいかに重要であるか身を持って体験してきています。

市民一人ひとりがまちを大切に作る心や芦屋に暮らすことに誇りを持ち、まちの魅力さを高めるために考え、行動することでまちへの愛着となってまちの雰囲気を作り上げていきます。市民と市民、市民と行政の連携によってまちを大切に作る心の文化を継承していかなければならない時に来ています。

地方行政から地域主権への社会潮流や、本市の状況を踏まえ、芦屋の魅力さを高めてまちへの愛着を深めるためには、市民自らがどのようなまちにしたいのかを考える必要があります。

このことから、このようなことを背景に、今後10年間のまちづくりの基本的な方向を示す第4次芦屋市総合計画では、どのようなまちにしたいのかを共に考えようと、公募市民による市民会議でまちの将来の姿を描いていただき、市民と行政が協働して策定し、ことになりました。

## 1 - 4 2 社会的背景 ~~～ 地方行政から地域主権へ~~

市民と行政が協働で計画づくりを行ったことには、次のような社会的背景もあります。

### (1) 行政に求められる守備範囲の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化，地域社会でのつながりの希薄化などに伴い，従来は家庭などで対応されてきた保育や介護などへのニーズが層強くなり，公共サービスの充実が求められるようになりました。

また，社会資本整備の拡大による維持管理業務の増大や，価値観の多様化に伴う様々な課題への対応，多様化する犯罪や頻発する自然災害への対応など行政に求められる守備範囲は広がり，需要は増大し続けています。

芦屋市の人口推移と将来推計人口は，30～31 ページ参照  
芦屋市財政状況については，32 ページ参照

### (2) ~~限りある行政経営資源~~ 行政を取り巻く厳しい状況

求められる行政公共サービスの需要が増える一方で，世界的な景気変動の影響で税収も不安定となり，今後の見込みも立ちにくい状況が続いています。

またさらに，少子高齢化による人口減少はによって，高齢者が増大することによる福祉などの行政需要やそれに伴う財政需要を高めるとともに，生産年齢人口の減少によって，財政負担能力も低下することが予想されます。

### ~~(3) 地方行政の肥大化と地域住民による課題解決意欲低下の懸念~~

このように，行政に求められるサービス提供の量は増大だけでなく多様化・高度化してきていますが，行政だけで全てをきめ細かなサービスまでも担っていくことは量的にも質的にも限界があり，地方公共団体にとっては出口の見えない疲労感や閉塞感を感じざるを得ない状況となっています。

また，行政のみで何にでも対応していくことは行政の肥大化を招くことに加え，地域の課題を住民が協力して解決する意欲や連帯感を低下させるということも大きな懸念であると考えられています。

### (4) 国と地方の役割と関係の見直し

このような時代潮流の中で，国と地方の役割と関係も見直されています。

平成 12 年（2000 年）4 月に施行されたいわゆる地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）以降，平成 19 年（2007 年）4 月に施行された地方分権改革推進法，さらに平成 21 年（2009 年）12 月の地方分権改革推進計画によって，国と地方の関係が上下の関係から対等の立場で対話できる新たな関係へと着実に進んできています。

このことから，地方公共団体，特に住民に最も身近な市町村である芦屋市は，これまでの国の指揮監督のもとに進めてきた様々な行政サービスを，住民に最も身近な基礎自治体として自らの責任と判断で地域の実情に応じて主体的に対応していくことが，今後，さらに求められることとなります。

## (64) 地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ

このような状況の中で、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が広がり、地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増え、地域での人々の信頼や連帯感を取り戻す動きに加え、これまで行政が行ってきた公共サービスの提供者となり得る意欲と能力を備えた市民活動や NPO 活動が全国的に増えており、芦屋においてもそのような活動が活発化しています。

行政として必要なサービスは提供していかなければなりません、全てのことについて行政がサービスを提供するのではなく、市民が自分たちでできることは自分たちで行いながら、地域に必要な行政サービスを地域が選択していくことに加え、芦屋の資源を発掘、再発見し、地域に必要な行政サービスを地域が選択してまちの個性を発揮していくことが地域主権へとつながっていきま

必要です。  
このように、個性と活力に満ちた地域を形成していくことは行政の力だけでできるものではないことがはっきりしてきており、地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へと大きな転換期を迎えていると言えます。

## 第2章 市民会議が描く芦屋の将来の姿

平成21年(2009年)5月から12月までの7か月間、47人の公募委員による市民会議を設置し、6つの部会に分かれて延べ61回もの話し合いを積み重ね、基本構想素案として提言をいただきました。

第4次芦屋市総合計画では、この提言を尊重し、芦屋の将来の姿として引き継いでいます。

### 2-1 芦屋の将来像

「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」(平成21年12月)第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

#### 自然とみどりの中で<sup>きずな はぐく</sup>絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋のまちのスタイルである“暮らし”を礎に、市民の交流から生み出される新たな暮らしを文化ととらえ、まちの魅力につなげていく“暮らし文化”を基軸に据え、山・川・海の恵まれた自然とまちなかの身近な“みどり”の中で、人と人、自然と人との絆(きずな)をはぐくみ、その絆(きずな)で“暮らし文化”を創造し、発信するまちを芦屋の将来像とします。

市民会議での芦屋国際文化住宅都市建設法についての意見

- ・ 当時は「都市」を目指していたが、今は「まち」のほうがイメージと合っていて、やわらかい感じがする。
- ・ 現在では、「国際」や「文化」は芦屋だけのことではないので、総合計画に残す必要がないのではないか。
- ・ 「国際文化住宅都市」は芦屋を特徴付けた良い意味での遺産なので、残しておくべきではないか。

#### 【芦屋の将来像と6つの視点から見た将来像】

芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆(きずな)を育(はぐく)み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

保健医療福祉

すべての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

まちづくり

自然と緑を大切に「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政

## 2 - 2 6つの視点から見た将来像・10年後の姿

「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」(平成21年12月)第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から

### (1) 安全安心の視点から見た将来像・10年後の姿

#### 「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

私たちの日常生活における不安要素は、自然災害の激化や凶悪犯罪の発生、交通事故などを背景に増加しています。また、地球温暖化や自然環境の保全など環境への意識も高まっており、今まで以上に安全で安心な、人にも環境にもやさしいまちが求められています。

このような安全安心に対する課題の多様化に対しては、災害や犯罪を防ぐ環境づくりなどももちろん必要ですが、市民が課題を共有し、お互いに助け合うことも不可欠です。そこでまずは、あいさつなどの「声のかけあい」を市民みんなが始め、お互いに助け合う力を育(はぐく)んでいくことが必要です。そして、その上で災害や犯罪から市民が身を守れるような取組や、交通マナーが改善されるような取組を行い、芦屋市をみんなが安全安心に一生住み続けられるまちにしていかなければなりません。

#### 安全安心

##### 「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

##### (1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっている

- 防災 - 情報の集め方、伝達の仕方、共有の仕方を市民と行政が共に話し合う 災害時に地域の資源や設備を市民が有効に活用できる

##### (1-2) すべての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っている

- 防犯 - 暗い道に街灯を整備して安全な都市空間に 市民自ら身を守る力をつける 犯罪発生状況の情報の迅速な提供と共有化

##### (1-3) すべての市民が安心して道を歩けるよう、良識ある芦屋になっている

- 交通安全 - 交通マナー教育 マナー違反には市民がお互いに注意する マナー違反自体に気づかせる取組

##### (1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている

- 生活環境 - 緑や都市環境などの安全安心の基礎を守る 新たに出てくるであろう脅威への対応準備

##### (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている

- 基礎：マナー礼節 - マナーの低下は安全安心を脅かす 「あいさつ」から地域デビューやお互いの助け合いへ

(2) 保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿

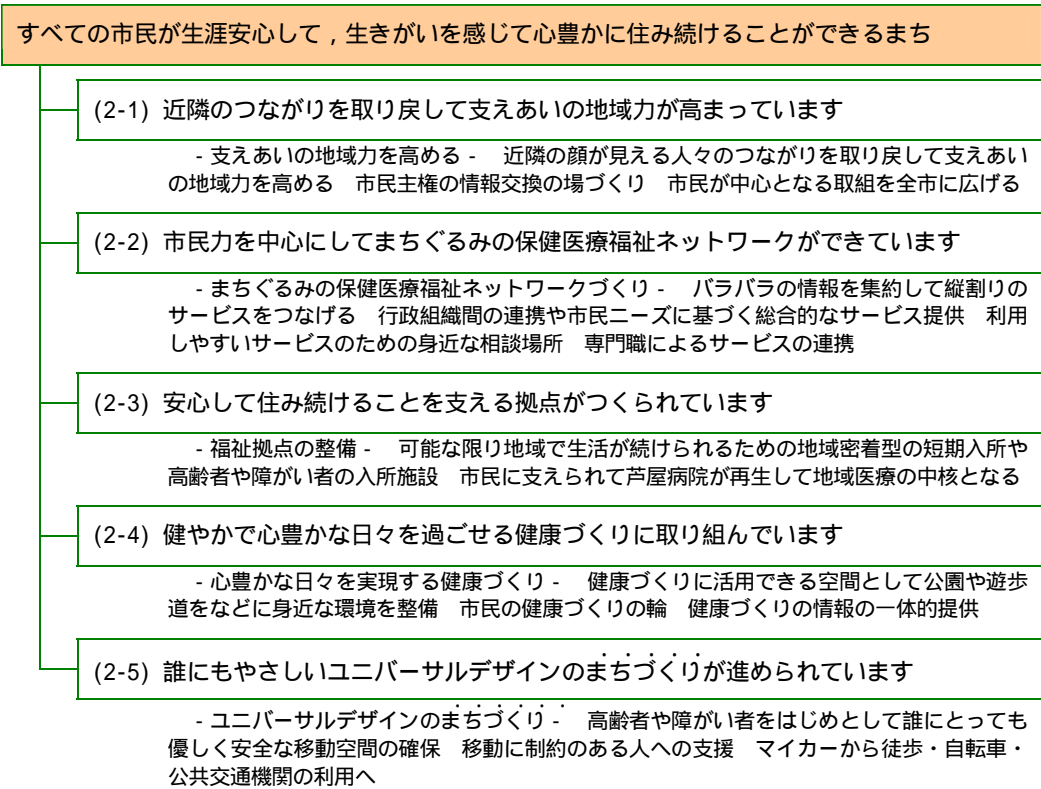
すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

芦屋市の将来人口は、他の都市と比べると大きな減少傾向にはなりませんが、高齢化は着実に進んでいくことが予想されています。

ますます進んでいく少子高齢社会の中にあって、誰もが「生涯安心して暮らせる」ことを求めています。乳幼児からお年寄りまでのあらゆる年代の人、障がいのある人や闘病中の人、仕事がない人、生活が苦しい人、外国籍の人、そして今は健康であり不安のない生活を送っている人など、誰もが「生きがいを感じて心豊かに」生活したいと望んでいます。

そこで、第4次芦屋市総合計画における保健医療福祉分野が目指すべきまちの姿を「すべての市民が生涯安心して生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を掲げ、その実現を目指します。

保健医療福祉



## (3) 次世代育成の視点から見た将来像・10年後の姿

## 麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

芦屋市は、広域的には大阪や神戸方面、市内では東西方向の交通利便性が高いまちです。また、南北方向のつながりは弱いものの、山と海と川に囲まれコンパクトで整ったイメージがあり、自然とふれながら安心して子育てができるまちです。さらに、市民は芸術に理解があり、文化イベントも多く、子どもにとっても文化的な環境が豊かなまちです。しかし、近年、祭りなどにおいて地域での世代間のつながりが希薄化してきています。そのため、各世代のつながりや多様な知恵を活(い)かした、安心で質の高い子育て環境づくりが望まれます。

就学前や学校教育については、一般に高い水準にあり、小学校では独自性のある教育内容が進められています。特に、自分について考えたり、体験したりする教育を進めるなど、勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力につながる教育は、小学校高学年から実施されています。しかし、卒業後自分の将来像や得意分野を見つけられない若者もでてきている状況もあり、さらにそのキャリア教育を推進していくことが求められます。

今後は、身近で親しみの持てる美しい海、山、川の自然で彩られる箱庭のような芦屋で、家族のように気づかい助け合いながら子ども達を家庭・地域・学校で育(はぐく)み、市民自らも成長して次世代に受け継いでいくまちを目指します。

## 次世代育成

## 麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」

(3-1) 芦屋の子育て環境には、さまざまな立場の家庭がいつでも気軽に利用できる場があります

- 子育てするには芦屋がお得 - 地域の中に情報提供や交換ができる気軽に立ち寄れる場  
芦屋での子育てはお得といわれる行政の子育て支援策

(3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育(はぐく)んでいます

- 人を育てる - 制度・体制・施設環境や教育内容の一層の充実 教員の指導力の向上 地域特性を生かした取組(学校と地域の協働) 財政面の限界については学校と保護者双方で協力して対応 自分の目標とする将来像や得意分野を見つけられる取組 子どもたちが社会の一員であるという自覚を持って役割分担を認識し、誇りを持って生活して行ける「生きる力」を身につける

(3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています

- ハイソサエティーな文化 - 子どもたちが身近に外国人や国外生活経験者が存在する多文化共生の環境 芦屋の自然、伝統、芸術、スポーツなどに深い関心を持ちながら育て行ける 子どもの頃から豊かな文化的雰囲気の中で人格形成や伝統の継承を大切に取る取組

(3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています

- わが麗しの箱庭 芦屋 - 多様な都市機能が揃うコンパクトなまちの特徴を活用 子どもたちが自然と触れ合える環境と機会が豊富にあること 南北交通の利便性の向上

(3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

- 手を携える成長するまち - 広範な世代の市民が多様な知恵を生かした安心で質の高い子育て環境づくり 経験豊かな高齢者の意見や力を容易に借りることができる地域社会づくり きめ細かな社会教育 家庭教育に対する子育て支援の基盤形成

(4) 市民活動の視点から見た将来像・10年後の姿

みんなでつなごう芦屋の笑顔 花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市

芦屋市は北に山を抱き、南には海が広がり、花と緑に囲まれた美しいまちです。また交通の利便性もあり、住民意識も高い暮らしやすいまちです。

市民としての自覚やマナー意識も高く、ボランティア活動や文化活動、季節のお祭りなどの活動も活発に行われており、多数の市民が参加しています。

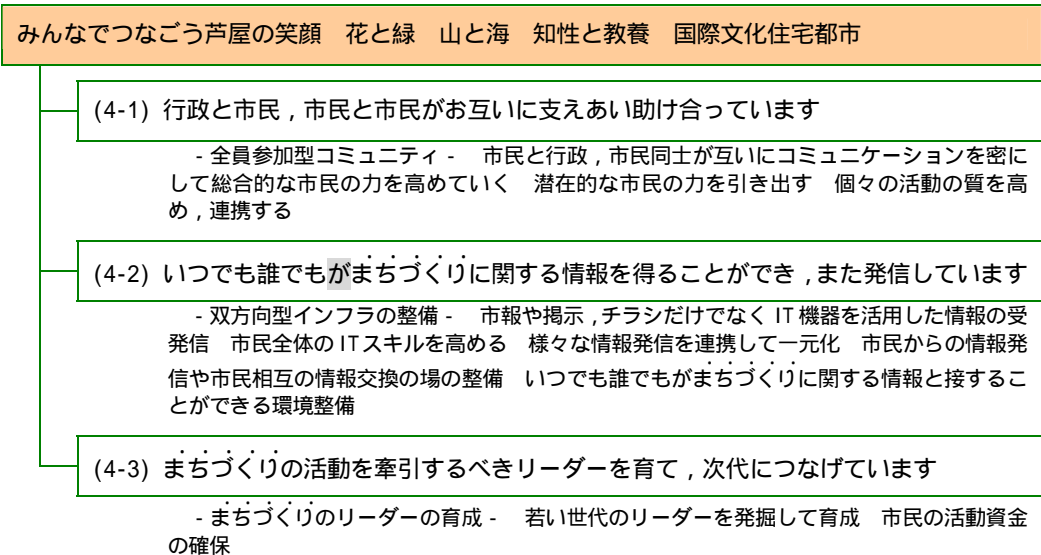
しかし、時代の変化と共にマナーの低下やご近所付き合いの減少なども見られます。また仕事や子育てや介護などさまざまな事情により、ボランティア活動や地域コミュニティなどに参加したいという意向を持ちながら、参加できない人や参加のきっかけを掴めずにいる人たちもいます。

また、地方分権化や創造性と個性化社会に向けて、市民が主役で地域力を高めることにより、安全で安心な豊かな社会づくりが求められています。

こうした課題を解消し、より住みやすい芦屋のまちをつくるためには、市民による主体的な活動が不可欠となってきます。

今後は芦屋市民一人ひとりがこのまちをつくっていくという意識を高め、市民が主体となって考え、行動するまちづくりを推進していきます。また、いつでも誰でもが情報を共有し、気軽に参加でき、人と人が尊重し合いながら関わりあえる笑顔のあふれるまちづくりを目指し、市民による自発的な社会活動が行われる新たな時代を市民と行政が協働してつくっていきます。

市民活動





## (5) まちづくりの視点から見た将来像・10年後の姿

自然と緑を大切にする「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

芦屋市は、阪神間モダニズムを代表する憧れの住宅都市として発展してきました。しかし、時代の変化とともに、わがまちの多くのお屋敷の緑が消滅し、ステータスシンボルとして地域をリードしてきた特徴が失われつつあります。再び、六甲山を背景とする自然の豊かさを取り戻し、芦屋市民の発信力を創造することが求められています。

このためには、市民が主体で、芦屋らしく、まちなかの資源を活(い)かし、そして地域が輝くことが重要になります。着目すべき資源は、「水・緑の自然」と「市民の活動」です。

まず緑の回復は、六甲山と芦屋川、宮川の水と緑を生かし、自然環境を力強く生き返らせ、道路など骨格となる緑の都市軸を都市景観として繋げることで、芦屋の「四季」を感じ、街中が「お庭になる」ことを目指します。まちイメージの新たな創造と発展が目標となります。

次に、生活している市民の知性と品格と創造性を最大限に活(い)かすことが大切です。このため、一流の文化とレベルをもった市民が表現する「場」や、サロンのような「交流」の機会を備えるとともに、地域が主体的にまちづくりに取り組み、市民がいきいきと芦屋の歴史を語り伝えるわがまち意識の醸成が求められます。これらの活動をとおして心の文化を育(はぐく)み、伝えていくことが、国際文化住宅都市 芦屋のまちづくりの目標となります。

## まちづくり

自然と緑を大切にする「心の文化」を育(はぐく)み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

## (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

- 水と緑を六甲につなぐ - 芦屋川や宮川の緑、主要な道路の緑化、駅に降りたら緑がある 景観や防災から山ろく開発のコントロール 子どもや市民による植樹で緑を大切にする「心の文化」を育(はぐく)む

## (5-2) 自然と共生するまち全体が庭園のような住宅地となっています

- まちを四季のお庭に - 自然と共生する住宅地づくり 国際文化住宅都市としてふさわしいまち 世界の人々がまちなみの見学に訪れるまち

## (5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています

- やさしいまちを知性で遊ぼう - 市民一人ひとりの才能が十分発揮できる 表現する場を遊びながら世界の一流に触れられる 様々な市民と市民の活動を連携させてネットワーク化 既存の公共施設や街角スペースの改良 市民の自宅なども活用する仕組み

## (5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

- それぞれの地域が個性化したまち - 市民の支え合いやふるさととしての一体感を共有して共に活動 まちづくりの学習・実践から主体的なまちの運営を通して新しい地縁づくり 情報交換の場、それぞれの地区で個性が輝くハイブリットなまち

## (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

- 市民が支えるセーフティーネット - 市民の安心・安全の確保 緑の復活、歩いて生活できる日常生活のサービス機能 駅前広場や自転車置き場の確保とバリアフリー

(6) 行政の視点から見た将来像・10年後の姿

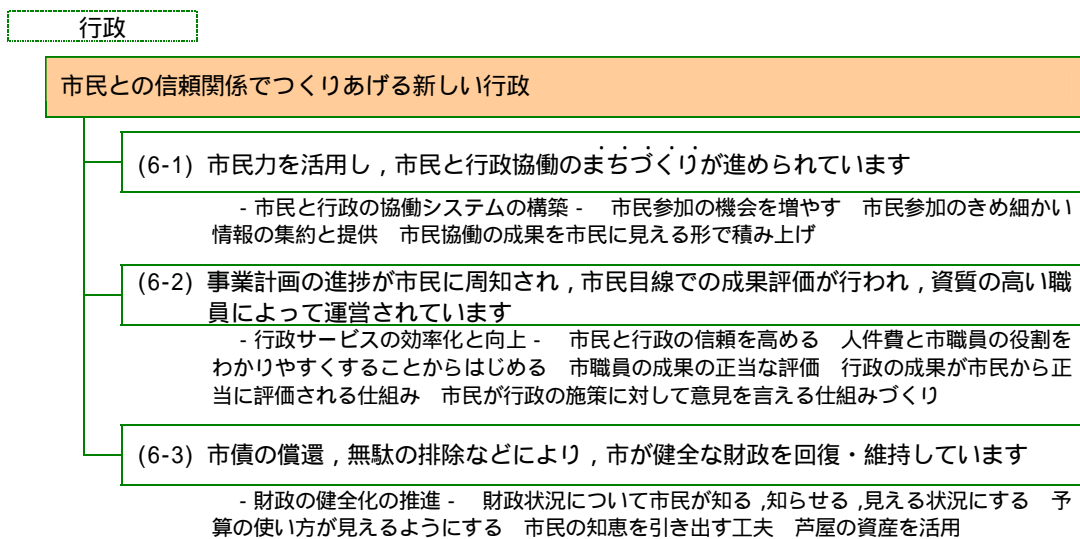
市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政(協働のまちづくり)

これまで、芦屋市は国際性と文化性あふれる住宅都市として、住む人が誇りを持てるまちづくりを実践し、比較的高い市民生活満足度を実現してきました。しかし今後は、地方分権化が進む中で、少子高齢化、経済成長の鈍化、地球環境浄化、ボーダレス化、ライフスタイルの変化など社会の成熟化に伴い顕在化する様々な課題にも対応できる、自立した地方行政が求められます。芦屋市は市民と協働してこれらの課題を達成し、やすらぎを満喫して楽しく生活できる魅力ある街の実現を目指します。

このため、これまでの行政主導のまちづくりを改め、市民と行政の協働、市民目線による事業評価、より開かれた行政を通じて、市民、行政お互いの信頼関係を築き、市民、地域組織、市民活動団体、事業者など多様な主体が担う「新しい公」を基盤としたまちづくりを進める必要があります。職員一人ひとり、市民一人ひとりの顔の見える行政が、芦屋市のまちづくりをより高いレベルで結実させるキーとなります。

また、市民目線で作られた計画を、市民目線で進捗管理することが重要であり、そのためには、計画の達成度を確認する指標と目標値を設定し、定期的に指標を確認するとともに、指標の改善が見られない計画については、見直しを行うというPDCAサイクルを構築していきます。

さらに、市財政については、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の復興による多額の市債は、市民、行政の努力により大幅に改善されつつありますが、一刻も早く償還し、財政を健全化することが望まれます。そのためには、さらなる行政改革の推進により、行政のスリム化、無駄の排除を継続するとともに、芦屋市の資源の見直し、活用を行い、市民・行政の協調による知恵をしぼった事業の計画推進を行います。





## 第3章 基本構想

### 3 - 1 芦屋の将来像

#### 自然とみどりの中で絆<sup>きずな</sup>を育み、 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋市は、大阪市と神戸市の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北に緑豊かな六甲の山なみ、南に大阪湾、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川や宮川などの自然環境にも恵まれています。先人たちは、この環境の中で、それまでの「暮らし」に軸を置きながらも新しい風を吹き込み、“新しい暮らし文化”を築いてきました。

この芦屋ならではの“新しい暮らし文化”は、人々が主体的に活動し、幅広い世代が交流し、支え合い、助け合いながら絆（きずな）を育（はぐく）む中で創造されます。

また、自然とふれあい、歴史や伝統を継承し、まちを清潔に保ち、まちなかのみどりや花を守り、育て、楽しむ暮らし方がまちへの愛着を深め、まちを大切にする心が人々の笑顔やまちの雰囲気として表れ、芦屋の気品ある魅力となっていきます。

歴史や文化、暮らし方や景観、環境への配慮も含めた“新しい暮らし文化”を人々の絆（きずな）で創造、発信し、次世代に継承し続けるまちを芦屋の将来像として掲げます。

### 3 - 2 基本構想の実現に向けて大切にすること

本修正案 P.18 (2)から移動

#### ~~(1) 市民会議からの提言を受けて~~

~~私たちはこの計画策定の過程を通じて、「新しい暮らし文化」を創造し、発信し続けていくことが芦屋の個性や魅力である。」ということを確認しました。だけでなく、市民会議での話し合い市民と行政の協働による計画づくりから、様々なことを確認することができしました。~~

これまで進めてきた住宅都市としての魅力あるまちづくりのための取組を進めていく。

自然と調和した快適で緑ゆたかなゆとりのある住環境をさらに高める。

安心して住み続けるためには、日頃のあいさつからつながりをつくり、近隣で支え合いができるつながりへと深める。

同世代だけでなく多様な世代がつながりながら地域をつくることで子どもも大人も成長できる。

市民がまちづくりに直接参加することでまちへの愛着を深め、まちを大切にす心の文化を育てていく。

高齢者や障がいのある人をはじめとした誰もが自分らしく住み続けられる。

自然環境や文化的環境，人材など今ある芦屋の資源をうまく活用する。

市民と市民，市民と行政が信頼し協力するために，市民発の情報や行政発の情報をうまく組み合わせ，わかりやすく発信していく。

様々な視点を横断的にうまくつなげ、まちづくりに取り組む。

市民が行うことや行政が行うこと，市民と行政のどちらが行うかを議論しながら進めていくことがあり，そのための議論の場づくりや仕組みづくりを進める。

これらのことを，市民と行政としてのそれぞれの取組の中で共有すべきこととして大切にしていきます。

【芦屋国際文化住宅都市について】

昭和 26 年（1951 年）に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では、将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから 60 年が過ぎ、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くありましたが、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

本市としては、目標とするまちづくりの方向姿を示すものとしては現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本芦屋市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると考えます。

~~これからのまちづくりはまちの個性が求められます。しかし、人々が芦屋に求める個性や魅力の具体的なものは時代の流れとともに変わるものでもあります。芦屋の個性や魅力とは何か、芦屋らしさについて市民と行政が共に考え続けながら、維持、発展させ、継承していく必要があります。~~

本修正案 P.17 (1)の上段へ移動

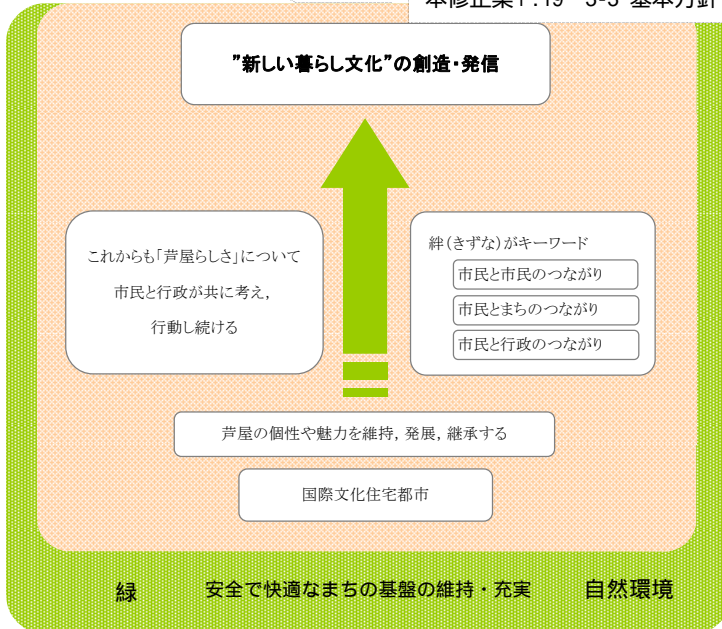
~~私たちはこの計画策定の過程を通じて、「新しい暮らし文化」を創造し、発信していくことが芦屋の個性や魅力である。」ということを確認しました。~~

~~市民の主体的な活動や様々な交流が、お互いの絆（きずな）を強め、市民のまちへの愛着を深めます。まちへの愛着やまちを大切にすることが市民の笑顔やまちの雰囲気として表れ、芦屋の気品ある「新しい暮らし文化」が創造されていきます。~~

本修正案 P.16 「3-1 芦屋の将来像」へ一部移動

~~市政としては、これからの 10 年間のまちづくりにおいて「絆（きずな）」をキーワードに、「市民と市民のつながり」、「市民とまちのつながり」、「市民と行政のつながり」を大切に、住宅都市として安全で快適な基盤をより一層充実させることに努めながら、絆（きずな）を深めるための取組を進め、芦屋の未来へとつないでいきます。~~

本修正案 P.19 「3-3 基本方針」の下段へ移動



### 3 - 1 3 市民会議からの提言を受けて施策へ展開 基本方針

#### (1) まちづくりの基本方針へ展開

市民会議から提言があった10年後の芦屋の姿の実現やまちづくりの課題に向けた施策を展開するため、施策間で共有すべきこととして次の4つをまちづくりの基本方針としました。

この基本方針は、市民会議が描いた芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆(きずな)を育(はぐく)み、「新しい暮らし文化」を創造・発信するまち」から、「絆(きずな)」を「人と人とのつながり」、「人とまちとのつながり」、「市民と行政のつながり」ととらえ、それをまちづくりの基本方針における重要な要素とし、「絆(きずな)」のための基盤や環境を整備へと展開していきます。

#### 1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆(きずな)を深め、お互いに刺激しあうことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

#### 2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃のあいさつから何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

#### 3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

#### 4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と市が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

市政としては、これからの10年間のまちづくりにおいて、「絆(きずな)」をキーワードに、「市民と市民のつながり」、「市民とまちのつながり」、「市民と行政のつながり」を大切に、住宅都市として安全で快適な基盤をより一層充実させることに努めながら、この絆(きずな)を深めるための取組を進め、芦屋の未来へとつないでいきます。

本修正案 P.18 「3-2 基本構想の実現に向けて大切にすること」(2)の最終段落から移動

### 3 - 4 目標とする10年後の芦屋の姿

#### (2) まちづくりの目標へ展開

市民会議で描いた6つの視点から見た将来像と10年後のまちの姿を施策へ展開するため、45のまちづくりの目標とそれに対応する35の施策目標へと具体化しました。

これらの目標「目標とする10年後の芦屋の姿」とそれに対応する「施策目標」を実現するための具体的な施策については、基本計画で示します。

#### まちづくりの目標1

#### 1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 主体的な市民活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

#### 【市民会議が描いた10年後の姿】

- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている
- (2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています
- (3-5) 同世代(横のつながり), 異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした, ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます
- (4-1) 行政と市民, 市民と市民がお互いに支えあい助け合っています
- (4-2) いつでも誰でもまちづくりに関する情報を得ることができ, また発信しています
- (4-3) まちづくりの活動を牽引するべきリーダーを育て, 次代につなげています
- (5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます
- (6-1) 市民力を活用し, 市民と行政協働のまちづくりが進められています

#### まちづくりの目標2

#### 2 多様な文化・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

#### 【市民会議が描いた10年後の姿】

- (3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています
- (5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています
- (5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます



まちづくりの目標3

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっていく
- (2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています

まちづくりの目標4

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育(はぐく)んでいます

まちづくりの目標5

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

【市民会議が描いた 10 年後の姿】

- (3-1) 芦屋の子育て環境には、さまざまな立場の家庭がいつでも気軽に利用できる場があります
- (3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

まちづくりの目標6

6 自分に合った方法で心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 適切な診療を受けられる

【市民会議が描いた 10年後の姿】

- (2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています
- (2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます

まちづくりの目標7

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

【市民会議が描いた 10年後の姿】

- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている
- (2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています
- (2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています
- (2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標8

8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

【市民会議が描いた 10年後の姿】

- (1-2) すべての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っている
- (1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっている
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心して魅力的な環境の維持、活用を進めています

まちづくりの目標9

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

【市民会議が描いた10年後の姿】

- (1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっている
- (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

まちづくりの目標10

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創(つく)り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

【市民会議が描いた10年後の姿】

- (1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています
- (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています
- (5-2) 自然と共生したまち全体が庭園のような住宅地となっています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標11

11 清潔なまちで環境にやさしい暮らしが広がっている

施策目標 11-1 清潔なまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 環境に配慮したまちづくりが進んでいる

【市民会議が描いた10年後の姿】

- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています
- (5-2) 自然と共生したまち全体が庭園のような住宅地となっています

まちづくりの目標12

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り，市内が移動しやすくなっている

施策目標 12-1 交通安全に関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

【市民会議が描いた10年後の姿】

- (1-3) すべての市民が安心して道を歩けるよう，良識ある芦屋になっている
- (2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし，安心で魅力的な環境の維持，活用を進めています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標13

13 充実した都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 都市の機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し，市民の利便性も向上している

【市民会議が描いた10年後の姿】

- (1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている
- (2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています
- (3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし，安心で魅力的な環境の維持，活用を進めています
- (5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています
- (5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

まちづくりの目標14

14 信頼関係の下で市政が進行している

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

【市民会議が描いた10年後の姿】

- (1-4) すべての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っている
- (2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています
- (4-1) 行政と市民，市民と市民がお互いに支えあい助け合っています
- (6-1) 市民力を活用し，市民と行政協働のまちづくりが進められています
- (6-2) 事業計画の進捗が市民に周知され，市民目線での成果評価が行われ，資質の高い職員によって運営されています

まちづくりの目標15

15 経営資源を有効に活用し，健全な財政状況になっている

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

【市民会議が描いた10年後の姿】

- (6-3) 市債の償還，無駄の排除などにより，市が健全な財政を回復・維持しています

## 資料 芦屋市の状況

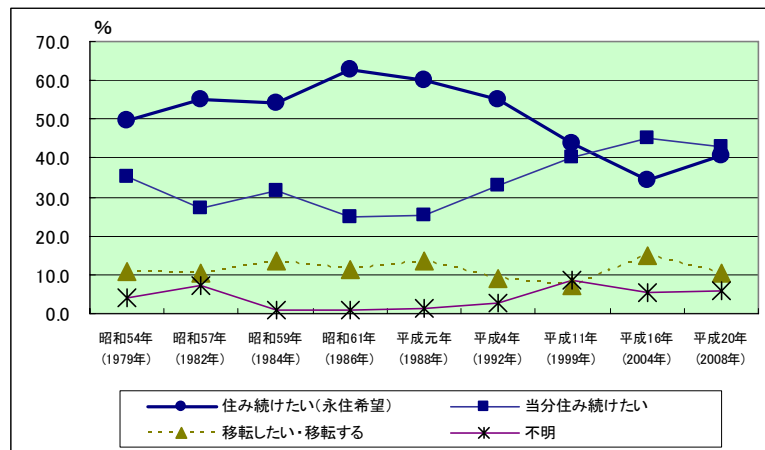
原案 P.4~6 「1 - 2 芦屋市の状況」(3)~(6)から移動

### 4-2 芦屋市の状況 ~ 変わりゆく芦屋 ~

#### 資料 - 1 市民アンケート調査結果

##### (31) 永住希望の減少 居住継続希望

昭和 54 年（1979 年）以降の市民へのアンケート調査から、本市に『住み続けることへの意向』の経年変化を見ると、平成 4 年（1992 年）頃までは「住み続けたい（永住希望）」人が 50%以上を占めていましたが、阪神・淡路大震災以降では減少し、平成 11 年（1999 年）から平成 16 年（2004 年）では「当分住み続けたい」と同程度若しくは逆転となり、平成 20 年（2008 年）の調査ではやや回復しています。



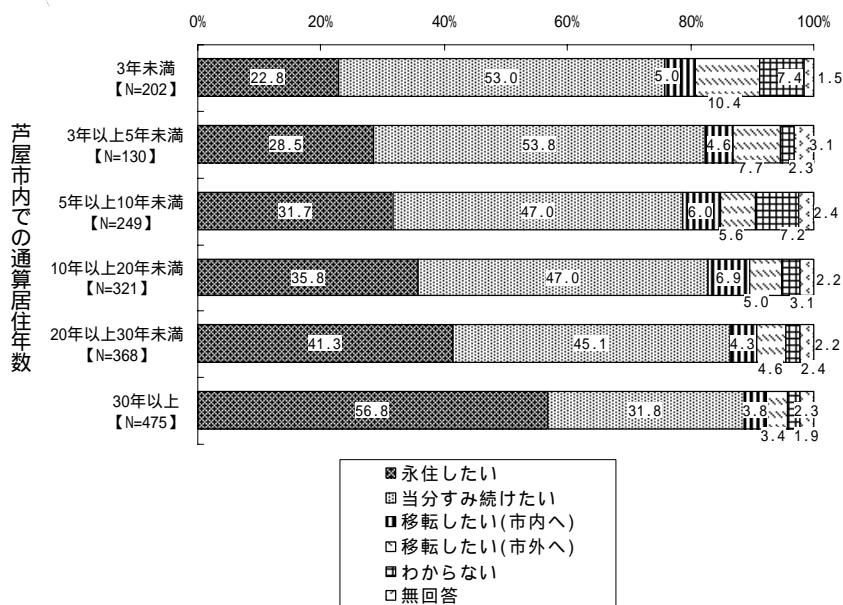
資料：芦屋市世論調査（昭和 54 年度，昭和 57 年 10 月，昭和 59 年 7 月，昭和 61 年 1 月，平成 2 年 3 月，平成 5 年 1 月），市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

~~他の都市部との比較ができないため、都市部の特徴的なことなのか本市だけの現象なのか~~が判断できませんが、少なくとも芦屋に暮らす人々の住むところに対する意識の変化がある

平成 20 年（2008 年）の調査では、芦屋市内での通算居住年数別に見ると、居住年数が長くなるほど「住み続けたい（永住希望）」人の割合が高くなっており、新しく芦屋に居住することになった人の割合が増えたことによって「住み続けたい（永住希望）」人の割合が全体として低くなっているのではないかと考えられます。

しかし、「住み続けたい（永住希望）」人と「当分住み続けたい」人を合わせると 8 割の人が住み続けたいと考えており、このことから住宅都市としての芦屋の魅力を向上していく必要があると言えます。

追加



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(42) 住んでいる地域の活動への参加意欲の低下

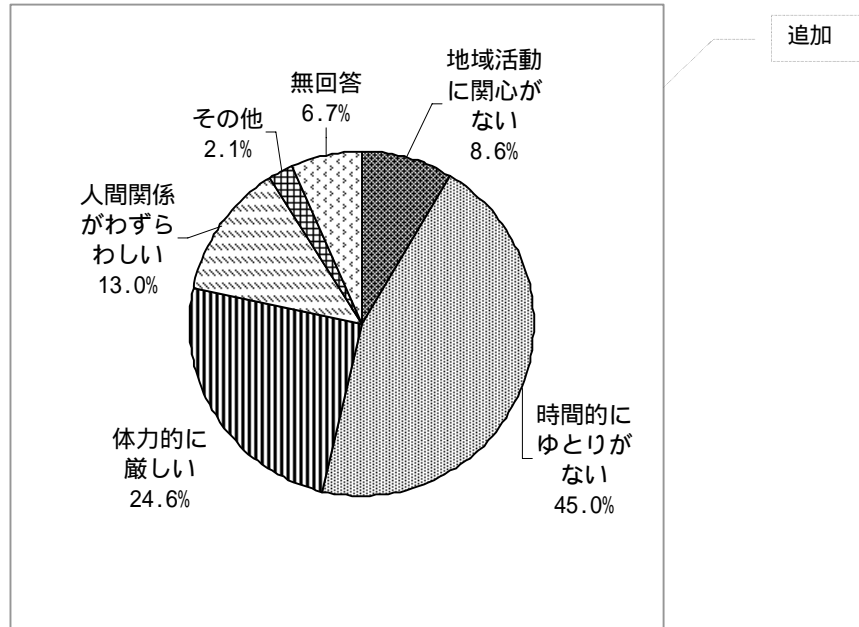
平成 11 年（1999 年）、平成 16 年（2004 年）及び平成 20 年（2008 年）の市民アンケート調査における自分が住んでいる地域での活動への参加意識の変遷を見ると、それぞれの調査ごとに質問項目が一致していないため単純な経年比較はできないものの、「地域活動に参加したくない」人の割合がこの 10 年間で大幅に増加しています。

一方で 5 割を超える人が地域活動への参加意欲を持っており、このことから特に現在参加していない人達を参加へとつなげることが課題となっていると言えます。

平成11年(1999年)調査		平成16年(2004年)調査		平成20年(2008年)調査	
積極的に参加する	3.5%	現在、参加している	9.5%	現在、参加しており、今後も参加したい	13.5%
内容しだいで参加する	68.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	17.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	13.6%
周囲の人がするのなら参加する	4.2%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	31.8%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	26.6%
参加したくない	8.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	7.8%	現在、参加しているが、今後は参加したくない	1.4%
		これまで参加したことがなく、今後も参加したくない	28.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	8.3%
わからない	11.3%	その他	2.6%	-	-
無回答	4.4%	無回答	2.7%	無回答	2.1%

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月、平成 17 年 4 月、平成 21 年 3 月）

平成 20 年（2008 年）の調査では、「参加したくない」理由として、「時間的にゆとりがない」が最も多くなっており、時間的ゆとりがなくても何らかの方法で地域活動にかかわれる工夫が必要であると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(63) 住み心地

現在住んでいる地域の『住み心地』を尋ねたところ、全体の 8 割以上 9 割近くまでの方が「非常に住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えています。

	平成 11 年 (1999 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 20 年 (2008 年)
非常に住みよい	26.8%	39.1%	38.3%
どちらかといえば住みよい	56.7%	49.1%	50.4%
どちらかといえば住みにくい	4.7%	6.4%	4.1%
非常に住みにくい	0.8%	1.6%	0.9%
わからない	1.6%	1.2%	1.4%
無回答	9.5%	2.6%	4.9%

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

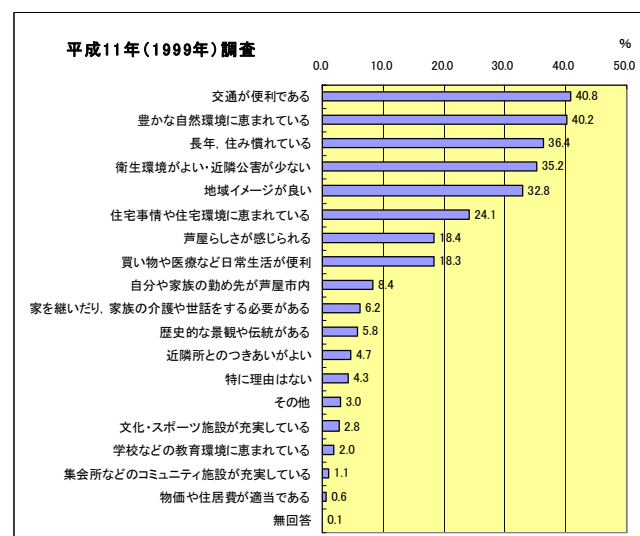
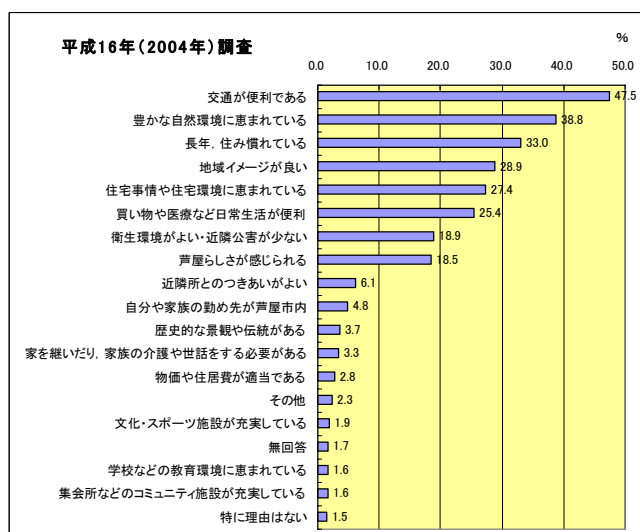
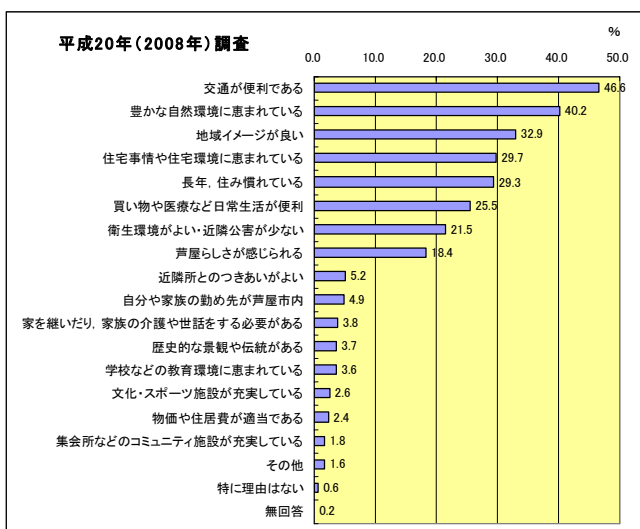
(64) 住み続けたい理由

また、『住み続けたい理由』として 3 つの理由を選んでもらったところ、「交通が便利である」、「豊かな自然環境に恵まれている」が常に 1 位，2 位にあり，本市の立地条件の良さが理由となっていることが鮮明となっています。

続いて、「地域イメージが良い」、「住宅事情や住宅環境に恵まれている」、「長年住み慣れている」、「衛生環境がよい・近隣公害が少ない」、「買い物や医療など日常生活が便利」、「芦屋らしさを感じられる」となっています。

このことから，自然環境を生かし，清潔で美しく，生活の利便性も重視した住み続けられるまちづくりが求められていると言えます。





資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月，平成17年4月，平成21年3月）

## 資料 - 2 芦屋市の人口推移と将来推計人口

いずれの人口も 10 月 1 日現在の状況

### (1) 人口推移

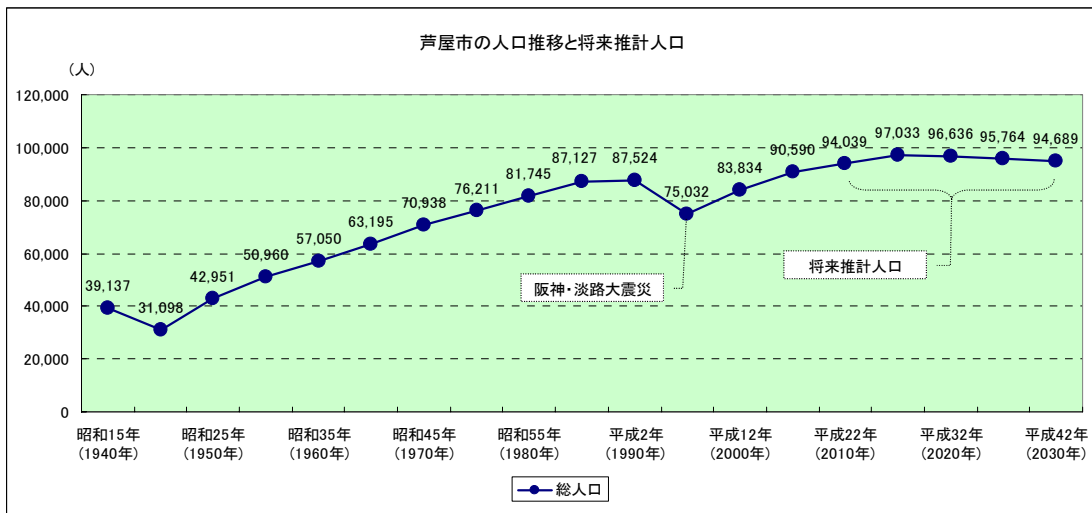
本市の人口推移は、昭和 15 年（1940 年）の市制施行以来、終戦直後は落ち込んだものの戦後復興から高度経済成長時期まで確実に増加の一途をたどって来ました。しかし、昭和の終わりごろから平成の初め（1980 年代から 1990 年代）にかけて徐々に減少に転じてきていたところ、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災によって人口が 75,032 人にまで激減しました。

その後、震災復興の市街地整備や住宅整備、住宅開発によって人口は着実に増加し、平成 14 年（2002 年）には震災前の人口まで回復しましたが、平成 16 年（2004 年）以降は人口増加率が低下して緩やかな増加傾向となり、平成 21 年（2009 年）では 93,305 人となっています。

### (2) 将来推計人口

平成 17 年（2005 年）の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、平成 17 年（2005 年）から微増を続けますが、平成 27 年（2015 年）の 97,033 人をピークにその後は減少傾向に転じると予測されます。

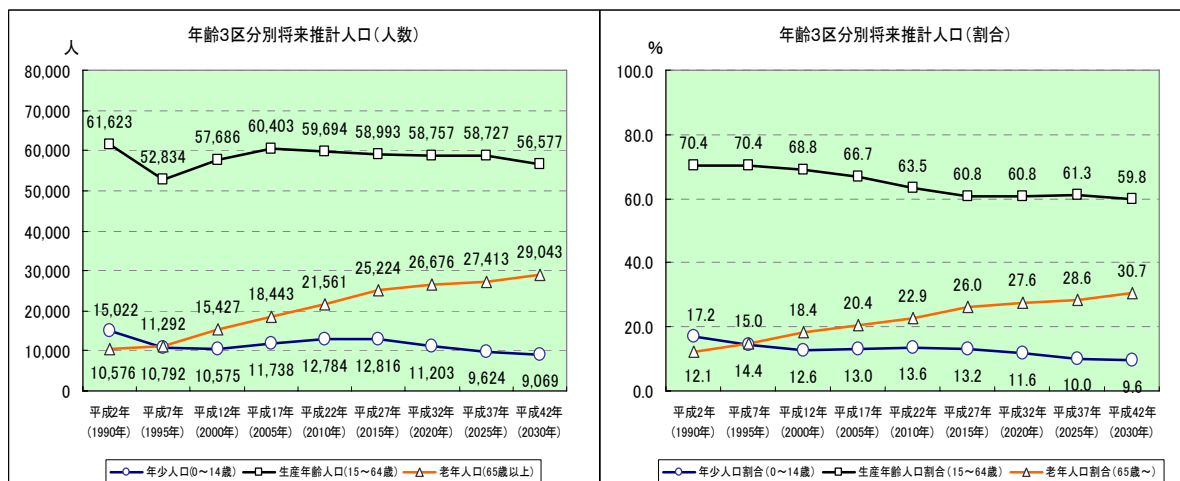
全国的な人口減少時代の流れは、本市においても現れています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成 22 年 3 月）

(3) 年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口(0～14歳)は、平成17年(2005年)から微増傾向で推移しますが、平成27年(2015年)をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口(15～64歳)は、平成17年(2005年)から減少傾向となり、老年人口(65歳～)は、増加傾向で推移します。



資料：芦屋市将来人口推計報告書(平成22年3月)

このように、本市でも全国的な傾向と同様に人口減少への転換、超高齢社会が目前となっています。

また、市内でも地区によって人口減少や高齢化の進む程度が違ってきており、既に人口が減少し始めている地区や、まだしばらくは増加傾向にある地区もあり、市域全体だけでなく地区ごとの人口動向や年齢構成にも注視していく必要があります。

## 4資料 - 43 芦屋市の財政状況

### (1) 重くのしかかる市債の償還

震災からの復旧・復興事業等のために発行した市債の償還（公債費）が財政を圧迫しており、一時のピークは過ぎたものの、年間の公債費は平成 20 年度一般会計の決算で約 108 億円にも上り、公債費比率は 29.8% で全国の都市で最も悪い状況です。今後、公債費は徐々に減少するものの、本市の財政規模からは高い水準が続くため、厳しい財政運営が続きます。

### (2) 対応が必要な行政需要の増大

高齢化等の影響を受けて、生活保護費や介護等の保険事業費などの社会保障経費が増加傾向にあります。また、懸案事項である新規の公共事業や公共施設の老朽化対策等については、その実施の可否、優先性及び財源など、検討すべき課題が山積しています。

### (3) 減少する市税収入

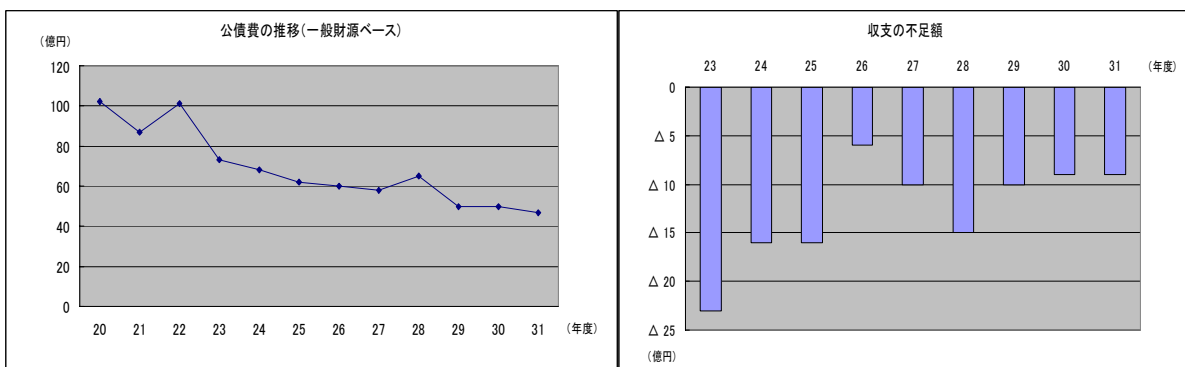
歳入では、平成 19 年度（2007 年度）から個人市民税の税率が一律に 6% となったことが、高額所得者の割合が高い本市にとっては大幅な減収となった上に、景気悪化の影響により個人市民税がさらに落ち込んでいます。

今後、高齢化の進展により、人口に対する生産年齢人口の割合が低下することから、市税収入の大幅な増収を見込むことは難しくなっています。

### (4) 迫られる財政収支構造の転換

本市の財政収支は、公債費負担が着実に減少し、収支不足の改善が見られるものの依然として毎年発生する財源不足に対して、これまで蓄えてきた基金を取り崩して賄っていかざるを得ないのが実情です。

次世代に負担を残さないよう着実な市債の償還を進めるとともに、将来的に市債残高が震災前の状態に戻った場合でも市税収入の大幅な増収は見込まれないことと増加する社会保障費への対応などから、歳入に見合った歳出となるよう財政収支構造を根本から転換することが迫られています。



資料：長期財政収支見込み（平成 20 年度から平成 31 年度まで）(平成 22 年 2 月)



